

松山市愚陀佛庵の展示設計及び展示物・映像制作等業務仕様書

1. 件名

松山市愚陀佛庵の展示設計及び展示物・映像制作等業務

2. 業務目的

松山市では、夏目漱石と正岡子規がともに暮らした唯一の場所である愚陀佛庵を、「文学のまち」「俳都松山」を象徴する施設として整備している。また、愚陀佛庵では、幅広い層の来館者が松山の歴史を知り、発信するだけでなく、多世代が文化活動等を通じて交流できる憩いの場として広く親しまれる施設を目指している。

そこで、来館者が漱石と子規の交流やふるさとの文化人たちとのつながり、市内中心部に点在する文化史跡等を学び、松山の歴史に興味関心を持つもらうことで、文化史跡や関連する市有施設等を巡るきっかけを作り、市内中心部の回遊性向上につながる展示を施設内に整備する。

本業務委託は、愚陀佛庵の展示設計資料を作成するほか、展示上必要となる展示物・映像の制作等を依頼するものである。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※履行期間70日を標準履行日数として計画しているため、繰越手続を経た後、着手の日から標準履行日数に変更する。

4. 履行場所

市長が指示する場所

5. 施設概要

- (1) 名称 松山市愚陀佛庵
- (2) 場所 松山市二番町四丁目6番地1
- (3) 図面 【別添】のとおり

6. ターゲット

本業務においては、「2. 業務目的」を踏まえ、愚陀佛庵の来館者のターゲット層を絞らず、子どもから高齢者まで幅広い層を対象とし、多世代が交流できることを狙いとする。展示・映像制作においては、学術的な表現に偏り過ぎることなく、小学生程度の年代が親しみやすく十分に理解できるものとし、「文学のまち」を知るきっかけとなるコンテンツを制作すること。また、漱石や子規の交流、ふるさとの文化人たちとのつながり、市

内中心部に点在する文化史跡に対する興味関心を喚起し、市内中心部の回遊性向上につなげること。

7. 業務内容

- (1) 展示設計の制作
- (2) 展示物の制作
- (3) 展示物等の調達
- (4) 映像の制作及び機器の選定・調達

各業務の詳細は、以下の項目を参照すること。

(1) 展示設計の制作

- ・展示設計の対象エリアは、母屋ガイダンス棟1階とする。
- ・展示設計は、「2. 業務目的」「6. ターゲット」を踏まえ、別添の図面を参考に展示物の配置等を考慮すること。
- ・展示設計は、次項「(2) 展示物の制作」に記載の展示物のほか、施設内でのグッズ販売を想定したグッズ製作案及び販売ディスプレイ案を含めた内容とし、テキストや図等を用いて施設内の展示イメージが分かる資料を作成すること。
- ・グッズ製作案では、今後のグッズ製作の参考とするために、「2. 業務目的」「6. ターゲット」を踏まえ、施設の雰囲気と調和し、長期的に使用可能な文具等を中心に、5点以上のグッズの案（品種、デザインイメージ等）を提案すること。ただし、本契約ではグッズ製作案の提案のみで、商品製作は不要とする。
- ・販売ディスプレイ案では、母屋ガイダンス棟1階の展示交流エリアにて、来館者の購買意欲につながる効果的なディスプレイを提案すること。

(2) 展示物の制作

①グラフィック制作

ア. イラスト年表パネル

- ・設置場所は、母屋ガイダンス棟1階の通路の西側壁面とする。【別添2・A】
- ・母屋ガイダンス棟1階の通路は、漱石と子規の愚陀佛庵で同居した52日間の出来事を時系列で振り返ることができる内容とし、イラストなどを用いた、親しみやすく、分かりやすいものとすること。
- ・制作作業に必要となる漱石や子規等人物のイラスト、写真、文章原稿は委託者が支給する。
- ・長期展示による経年劣化に耐用できるものとし、壁面展示に適した仕様とする。
- ・成果物は、容易に壁面展示できる状態にしたものとし、納品する。

イ. 施設概要パネル

- ・設置場所は、母屋ガイダンス棟1階の展示交流エリアの南側壁面とする。【別添

2・B】

- ・愚陀佛庵の概要や再建に至るまでの歴史等をパネルにまとめた内容とする。
- ・制作作業に必要となる写真等の資料や文字原稿等は委託者が支給する。
- ・長期展示による経年劣化に耐用できるものとし、壁面展示に適した仕様とする。
- ・成果物は、容易に壁面展示できる状態にしたものを納品する。

ウ. イラストパネル

- ・設置場所は、母屋ガイダンス棟1階の展示交流エリア内とする。【別添2・C】
- ・漱石と子規のイラストを用いて、来館者を出迎えるスタンドパネルを制作する。
- ・パネルの表裏の内容（例）は以下のとおり。

表面：漱石と子規のイラスト

裏面：漱石と子規に関するプロフィール情報等

- ・制作作業に必要となる漱石と子規の人物イラストは委託者が支給する。
- ・長期展示による経年劣化に耐用できるものとし、自立できる仕様とする。
- ・成果物は展示できる状態にしたものを納品する。

②造作物製作

レプリカ製作

- ・漱石が弓術の稽古の際に桑畠に巻藁を吊り的にしたとされる“巻藁”を製作する。
- ・製作にあたっては、時代考証を行い、当時の雰囲気に合うものを意識すること。
- ・桑の木に吊るして展示することを想定し、軽量のものとする。
- ・製作の過程では必要に応じてサンプル等を作成するなど、委託者と協議の上、製作を行う。
- ・成果物は、同じものを3つ用意して納品する。
- ・成果物は、木に吊るすための縄や紐を付属して納品する。

③展示物の制作に使用するイラスト

- ・「①グラフィック制作」で委託者が支給するイラストは以下のとおり。
- ・データ形式：「PDF」または「JPEG」
- ・フルカラー
- ・漱石や子規等人物のデフォルメイラストを複数種提供可能

④展示物の制作に係る諸条件

- ・展示物の実制作の前に、原案となるイメージ図や絵コンテ等を提出し、展示物の校正案について事前に委託者の監修を受けるものとする。
- ・本業務を履行するにあたり、著作権処理等の必要が生じたときは、受託者が権利等の処理手続き等を行うものとし、これに要する費用を負担する。ただし、委託者の指示により著作権等の処理が発生した場合は、別途協議を行う。

(3) 展示物等の調達

①夏目漱石自筆の『坊っちゃん』複製原稿の調達

- ・【別添 3】を参照の上、番町書房発行の夏目漱石自筆全原稿『坊っちゃん』〈付別冊〉（以下、「全原稿」）を、2部調達して納品する。
 - ・全原稿は、できるだけ状態が良好な美本を選定する。
 - ・選定した全原稿は、事前に委託者の確認を受けてから調達する。
- ②全原稿の展示に使用する文机の調達
- ・【別添 3】を参照の上、全原稿を展示するための文机を、2台調達して納品する。文机は、【別添 3】の同等品で、施設の雰囲気と調和するものを選定する。
 - ・選定した文机は、事前に委託者の確認を受けてから調達すること。
- ③夏目漱石の復刻本の調達
- ・【別添 3】を参照の上、日本近代文学館発行の「名著復刻 漱石文学館」（以下、「復刻本」）を、調達して納品する。
 - ・復刻本は、できるだけ状態が良好な美本を選定する。
 - ・復刻本は、次に挙げる 23 作 25 本の収録作品を調達すること。ただし、欠品等により一部の収録作品の調達が困難な場合は、委託者と協議の上で調達数を決定する。
 - ・収録作品
四篇、草合、社會と自分、木屑録、切抜帖より、漱石俳句集、門、文學評論、吾輩ハ猫デアル（上・中・下）、三四郎、道草、英文學形式論、虞美人艸、それから、明暗、硝子戸の中、行人、漱石詩集 印譜附、漾虚集、彼岸過迄、鶴籠、こころ、文學論
 - ・選定した復刻本は、事前に委託者の確認を受けてから調達すること。
- ④復刻本の展示に使用する本棚の調達
- ・【別添 3】を参照の上、復刻本を展示するための本棚を、調達して納品する。本棚は、【別添 3】の同等品で、施設の雰囲気と調和するものを選定する。
 - ・選定した本棚は、事前に委託者の確認を受けてから調達すること。
- ⑤大弓の調達
- ・漱石が弓術の稽古に励んでいたエピソードをイメージできる“大弓”を調達する。
 - ・調達にあたっては、時代考証を行い、当時の雰囲気に合うものを意識すること。
 - ・床置きでの展示を想定し、弓を置くための台座を付属して納品する。
 - ・大弓は弦を張った状態で納品する。
 - ・選定した大弓は、事前に委託者の確認を受けてから調達すること。

（4）映像の制作及び機器の選定・調達

①デジタルサイネージの活用

- ・デジタルサイネージを活用した展示に必要となる映像データを制作すること。
- ・デジタルサイネージ設置場所は、母屋ガイダンス棟 1 階の展示交流エリアとする。

②デジタルサイネージの仕様

- ・上記映像データを放映するためのデジタルサイネージを選定すること。

- ・数量は3台とし、うち1台はタッチパネル対応のものを選定すること。
- ・デジタルサイネージ3台は、いずれも「クラウド形式」ではなく、「スタンドアロン形式」のオフラインで使用できるものを選定すること。
- ・タッチパネル非対応のデジタルサイネージ2台は、形状・種類を「自立スタンド型」「可動式」「コンテンツ入力ポートUSB対応可」これらすべてを満たすものを選定すること。
- ・タッチパネル対応のデジタルサイネージ1台は、形状・種類は提案とする。
- ・デジタルサイネージのサイズ等の仕様は、別添の図面を参考に、来館者の動線が十分に確保でき、子どもから高齢者まで幅広い層の利用を考慮して決定すること。

③デジタルサイネージの調達

- ・デジタルサイネージ及びデジタルサイネージの使用に伴い必要となる機器は、本契約の業務委託料で購入するものとする。

④映像の制作内容

- ・制作作業に必要となる建物や人物の写真やイラスト、文章原稿等は委託者が支給する。

ア. タッチパネル非対応のデジタルサイネージで使用する映像

- ・写真やイラスト、テキストデータ等を用いたスライド的な映像を想定
- ・映像の再生時間：5～7分程度
- ・映像の内容（例）は、以下のとおり。

※内容の詳細は契約後に協議して決定する。

- ・漱石と子規の交流に関する情報等
- ・漱石と子規、ふるさとの文化人等の紹介
- ・漱石と子規、ふるさとの文化人等にまつわる豆知識やトリビア要素

イ. タッチパネル対応のデジタルサイネージで使用する映像

- ・映像の内容（例）は、以下のとおり。

※内容の詳細は契約後に協議して決定する。

- ・子規に関する人物や場所などの縁を紹介し、「文学のまち」を効果的に学ぶことのできる内容とする。
- ・市内中心部に点在する文化史跡を現代のマップに落とし込み、操作者がタッチすると選択した文化史跡の解説が展開される仕様とすること。マップは受託者が作成すること。
- ・このほか、市内中心部の回遊性向上につながる内容を提案すること。

8. 成果品等

(1) 展示設計の制作

- ・CD-R等データで納品すること。また、データ形式は委託者と協議すること。

(2) 展示物の制作

- ・制作物の現物を納品すること。納品場所は委託者と協議すること。

(3) 展示物等の調達

- ・調達した展示物の現物を納品すること。納品場所は委託者と協議すること。

(4) 映像の制作及び機器の選定・調達

- ・「ア. タッチパネル非対応のデジタルサイネージで使用する映像」のデータは、U
S Bで納品すること。また、データ形式は委託者と協議すること。
- ・「イ. タッチパネル対応のデジタルサイネージで使用する映像」のデータは、本業
務委託料内で調達するデジタルサイネージの仕様をもとに、納品方法とデータ形式
を委託者と協議すること。

(4) 業務完了報告書

9. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならぬ。
- (2) 業務の進捗状況等について、委託者から求めがあった場合は、隨時作業報告や委
託内容に関する資料の提出を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務遂行にあたり【別記】「個人情報取扱特記事項」を遵守すると
ともに、業務上知り得た情報等を他に漏らさないものとし、業務委託終了後も同
様とする。
- (4) 受託者は、本業務を処理するために、委託者から提供された資料等の漏洩及び紛
失がないよう、その管理を徹底するとともに、委託者の承諾なく複写及び複製し
てはならない。
- (5) 本業務で得たすべての成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者の承
諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。加えて、本業務を遂行するに
あたり知り得た情報についても、委託者の承諾なく第三者に貸与及び公表するこ
とはできない。
- (6) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。ただし、
協議が成立しないときは、委託者の定めるところによる。疑義が生じた事項につ
いては、双方が誠意をもって協議・決定する。